

令和8年度 第10期介護保険事業計画策定について

保健福祉部長寿福祉課

介護保険事業計画の策定について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

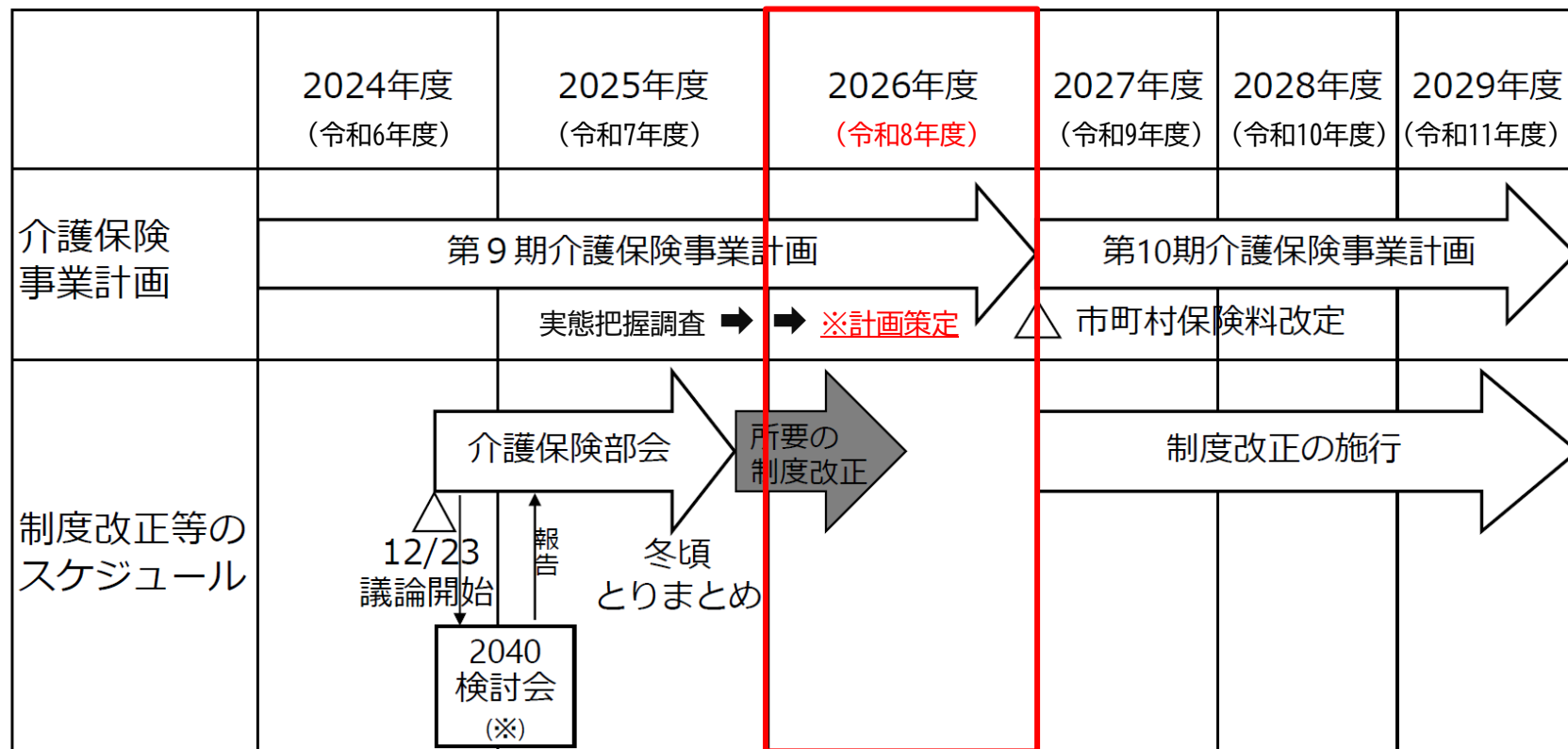
基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第10期介護保険事業計画策定に向けた準備について

今後のスケジュール（案）

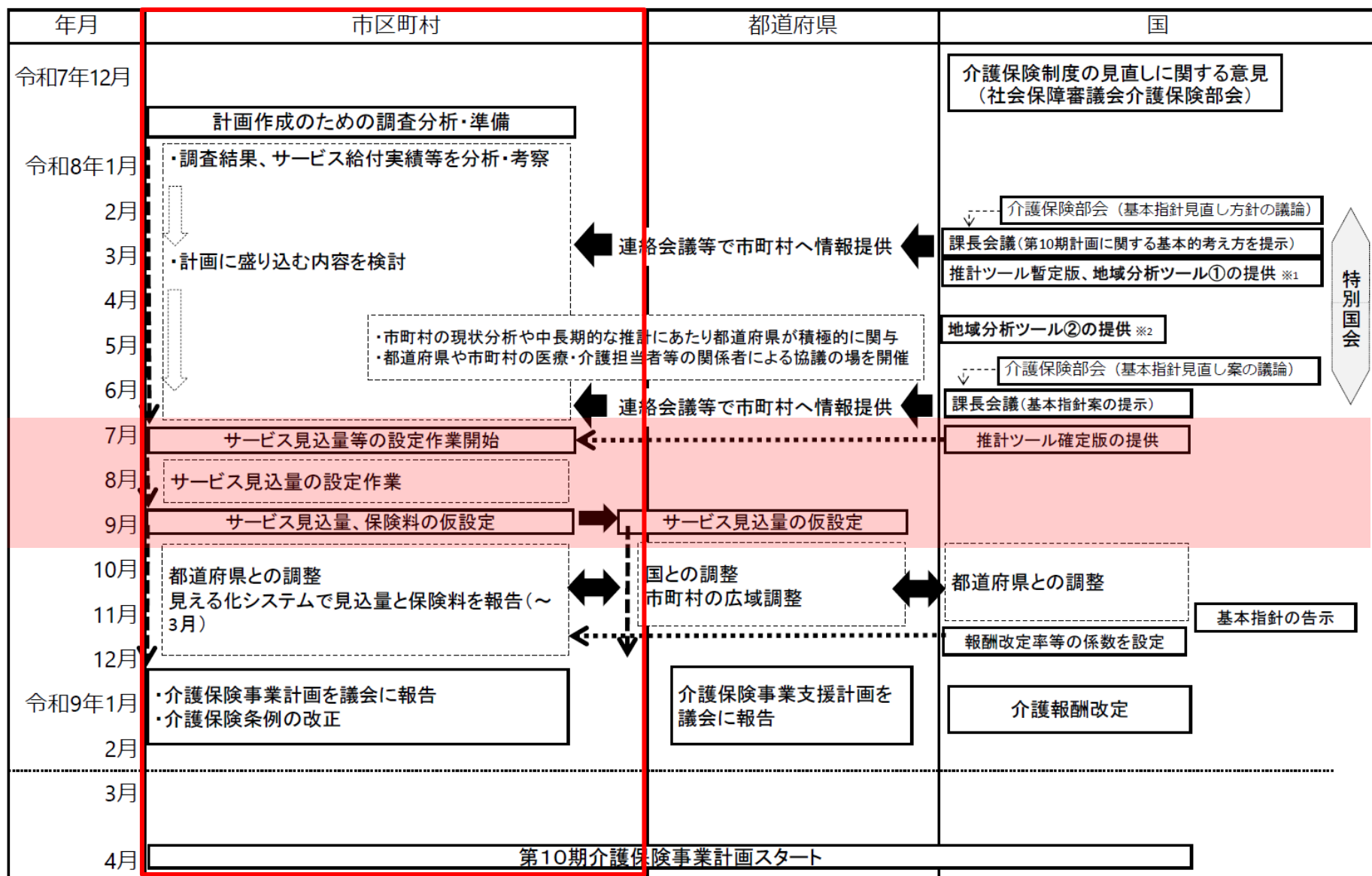
- 介護保険制度は原則 3 年を 1 期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正を行う場合、2027年度からの第10期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。



(注) 介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論。

(※) 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

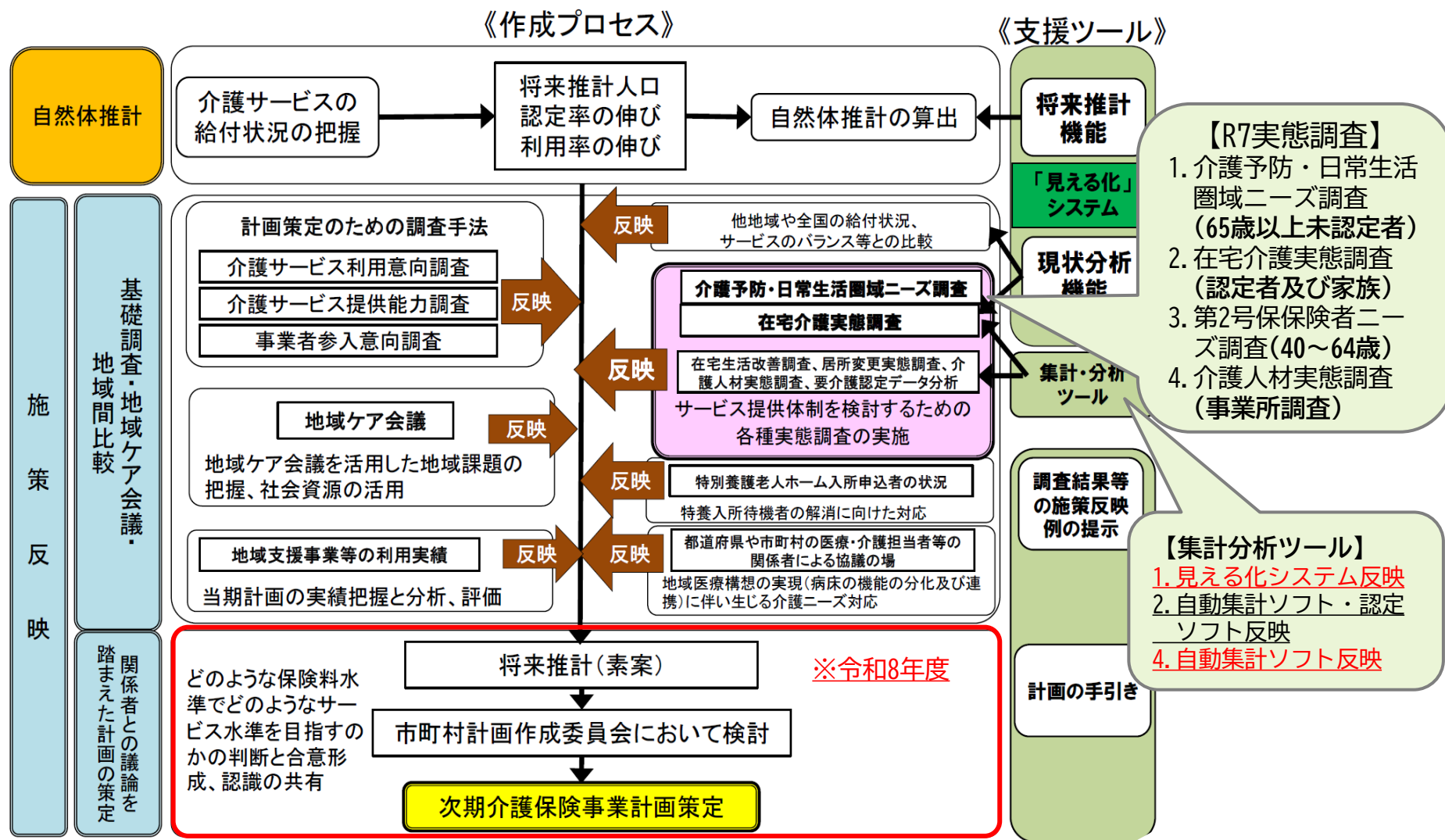


※1 500mメッシュ別人口データ(年代別、2050年まで5年刻み)を地図上に表示する機能の追加。

※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールのイメージ

介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールのイメージ



第10期介護保険事業計画の見直し

現状・課題

- 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、介護保険事業計画・支援計画について、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。このような中、現在、中長期的な推計は、介護保険法上、市町村の任意記載事項としており、都道府県を含めた多くの自治体で記載されているが、記載内容にはばらつきがある。
- 医療と介護の連携という観点も含め、2040年に向けて、都道府県と市町村が共通の課題認識をもち、市町村を越えた広域的な議論を行い、必要な取組を進めることが求められている。

見直し内容

- 市町村・都道府県が策定する介護保険事業計画・支援計画の記載事項に「介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組」等を追加し、2040年に向けて、地域医療構想とも連携しながら、地域の介護サービス提供体制など地域課題の解決を図る。

1. 介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組の追加

- ・ 保険料の算定に必要となる「各年度における介護サービス等（*）の量の見込み」に加えて、「介護サービス等（*）の量に関する中長期的な推計」及び「中長期的なサービス提供体制の確保に関する施策」を市町村・都道府県が策定する介護保険事業計画・支援計画の必須記載事項に加える。
（*）地域支援事業を含む。

※ 市町村計画において、介護サービス等の量の見込み等に関して、有料老人ホーム・サ高住等の入居定員総数を勘案することとする。
また、改正医療法により都道府県計画と新たな地域医療構想との整合性の確保を図ることとされており、今回の改正により市町村計画において医療・介護連携の状況を勘案することとする。

2. 人材確保・生産性向上・経営改善の取組の追加

- ・ 都道府県の責務とすることに伴い、「人材確保・生産性向上・経営改善の取組内容・目標」を都道府県が策定する介護保険事業支援計画の必須記載事項に加える。

第10期介護保険事業計画に向けて

介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

目的1：サービス見込み量と保険料の設定

目的2：地域包括ケアの推進

第1期～第5期
(H12～H26)

第6期～第9期
(H27～R8)

基本
指針
改正

第10期～
(R9～)

◎第10期計画では、基本指針の改正に基づき、以下の視点を踏まえた策定が必要

- 介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計①
- 地域の分類に基づくサービス提供体制の確保②
- 医療・介護連携の推進③
- 高齢者向け住まいの設置状況等の勘案④
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等⑤
- 認知症施策の推進⑥

※次ページ以降の
留意事項を参照

◎計画策定の基本的な流れはこれまでと同様

◎基本指針を受けた推計や各情報の反映のために各種ツールを活用してほしい

第10期介護保険事業計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項

令和7年12月25日に社会保障審議会介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」においては、**2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加**と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められている。

①介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計

【計画手順①】

◆介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計

- ・中長期的な推計は、市町村全体及び地区・地域別の状況を確認。
- ・サービス見込量は、**2040年度を含む中長期的な推計**を記載。中長期的な推計は、見える化システムを活用し、自然体推計を基本として算出。その際、上記地域分析の他、**医療・介護連携**や高齢者向け住まい等の状況を把握し、勘案することが適当。

【計画手順②】

◆サービス提供体制に関する足下の課題

◆中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項

- ・**中長期の人口や見込量推計**を確認し、現在の事業所の分布
- ・稼働状況等を勘案し、足下の**サービス提供体制に関する課題**を整理。
- ・人材確保や生産性向上等の施策や特例介護サービスの活用、**医療・介護連携**、高齢者向け住まいの対応など、具体的なサービス確保方策について、地域の関係者を含めて議論。

②地域の分類に基づくサービス提供体制の確保

③医療・介護連携の推進

【計画手順①】

◆慢性期の医療需要に対応する医療・介護提供体制に係る地域課題及び対応のあり方

・慢性期の患者が増加し、医療機関、介護保険施設等、在宅のいずれかでケアされる状況の中、こうした患者、利用者の受け皿の確保に向けて、医療と介護で一体的に提供体制を考える必要がある。

・総合確保方針に基づく協議の場を計画の検討の初期段階から開催し、以下の点について、議論を行う。

①現行の地域医療構想に基づき慢性期の医療需要に対応する医療・介護提供状況の確認

※現状、慢性期患者をどこで受け止めているか等

②地域における慢性期医療需要への対応に関する課題の確認

【計画手順②】

◆介護施設と協力医療機関のマッチング支援

◆入退院支援等の場で患者、利用者への治療・ケアの観点で地域で浮かび上がった課題及び解決策の検討結果

・令和6年度同時改定において、施設等における高齢者の急変時における対応等を念頭に、介護保険施設と、協力医療機関との連携を強化する改定を行ったが、協力医療機関について、協力医療機関が確保できていない福祉施設・介護施設が一定程度あり、地域差も大きいとの指摘がある。

・総合確保方針に基づく協議の場において、高齢者施設等と協力医療機関の連携について、未対応の施設へのマッチングに向けた議論を行う。

④高齢者向け住まいの設置状況等の勘案

【計画手順①】

◆有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)における入居定員総数の見込み量等への勘案

- ・現行、有料老人ホームとサ高住の入居定員総数は介護保険事業(支援)計画における都道府県及び市町村の任意記載事項。有料老人ホーム等が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの入居定員総数も踏まえて介護サービスの見込み量を考えていく必要。
- ・都道府県等において把握している情報をもとに入居定員総数等の情報を市町村に提供し、計画素案の中に反映。**※R8.7月を目途に各市町村へ情報提供。**

<令和9年度以降のサービス見込量への勘案のイメージ>

- ・市町村において、有料老人ホーム・サ高住における入居定員総数等を踏まえ、在宅サービス利用者のうち高齢者向け住まい入居者の概数が可視化されるため、これを特定施設入居者生活介護をはじめとするサービスの必要な整備量の見込みを定める参考とすることを想定。

⑤介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

【計画手順①】

◆介護人材確保に向けた取組・目標

- ・地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析し、課題を認識した上で、協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進するため、都道府県が主体となり**人材確保に関するプラットフォームを構築。**
- ・多様な人材の確保、魅力の向上、外国人材の受入環境整備等に取り組む上で、地域ごとに具体的な目標(定量的な目標値、時期等)を掲げ、重点事項を明確にした上で取組を実施。

◆人材推計について

- ・サービス見込量に応じた需要推計を行うとともに、供給推計について精緻化を行う。

⑥認知症施策の推進

【計画記載事項】

◆認知症施策(特に医療資源、介護サービス、社会参加)に関する現状の確認

◆今後の方向性

- ・認知症の人の推計、社会参加の場、認知症の人を地域で支えるために必要な医療資源、介護サービス等について、現状を確認した上で、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定めて記載する。
- ・例えば、認知症の人と家族等の参画を得ながら、
 - ①社会参加の機会の確保に向けた取組(認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動といった社会参加の機会・場)
 - ②若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の配置
 - ③医療・介護の体制(初期集中支援チームやサポート医、認知症疾患医療センター等)について、設置箇所数・活用状況、果たしている機能等の現状を確認し、今後の姿を示し、その姿の実現に必要な取組を定めて記載する。
- ・認知症に対する医療・介護の体制について医療・介護の両方の観点から地域全体で確認するため、
 - ①介護保険事業(支援)計画の策定の際に都道府県と市町村で話す場。
 - ②地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)に基づく医療と介護の協議の場などにおいて、都道府県と市町村が相互に確認する。

第10期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

○2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業(支援)計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。

○その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント(案)

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業(支援)計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等)について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

本市における各種計画の関係性について

【高齢者保健福祉計画】

老人福祉法第20条の8に規定される「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画で、高齢者施策に関する基本的方向性や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めるもの。

【介護保険事業計画】

介護保険法第117条第1項に基づき介護保険サービスの種類やサービス見込み量を定め、事業費の見込等を明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるもの。

【認知症施策推進計画】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項に規定される「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられる計画で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するもの。

【保健福祉総合支援センター】

【高齢者保健福祉計画】 (老人福祉法)

市町村は、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。

【長寿福祉課介護保険担当】

【介護保険事業計画】 (介護保険法)

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。

【保健福祉総合支援センター】

【認知症施策推進計画】 (認知症基本法)

国の「認知症施策推進基本計画」を基本とし、市町村の実情に即した計画を定める。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「**一体的のものとして作成しなければならない**」とされている。
(老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第4項)

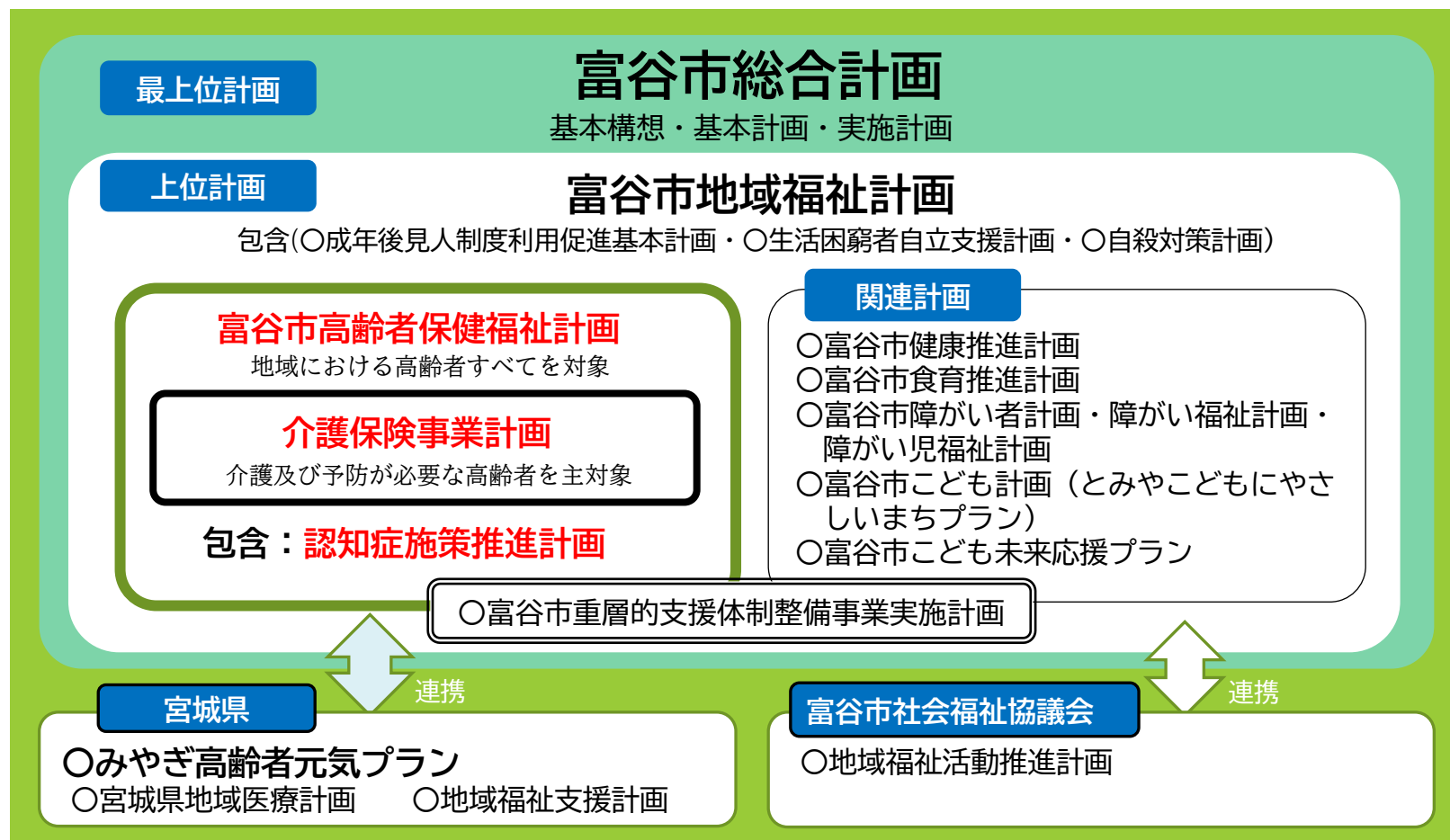
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の認知症施策に関連する事項と「**調和が保たれたものでなければならない**」とされている。(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第2項)

高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画

包含計画：認知症施策推進計画※第9期～

【計画の位置づけ】

(令和8年4月1日現在)



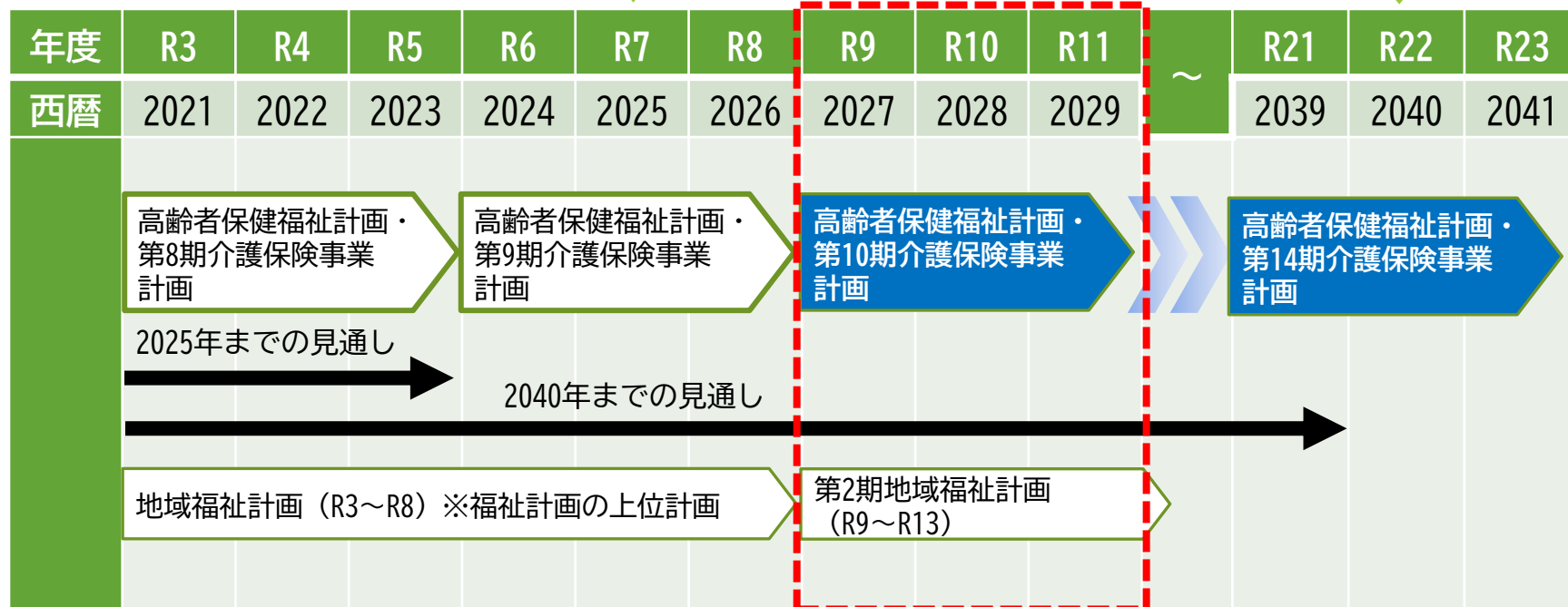
本市における各種計画期間について

【計画期間】

介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居高齢者等の増加と同時に、生産人口の減少が見込まれる。

団塊の世代が
全て75歳に到達

団塊ジュニア世代が
65歳以上に到達



基本理念

※継承

「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」

第9期介護保険事業計画の基本的考え方や目的等を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、地域や個人がかかえる生活課題を解決できるよう「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を積極的に展開していくため、基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」を継承します。

基本目標

※継承予定

1. 高齢者が自身の健康を守ることができるまち
2. 高齢者が自分らしく安心して暮らせるまち

基本理念の実現のため、2つの基本目標について、第9期計画より継承を予定し、更なる事業の展開や深度化を図ります。

※第2次富谷市総合計画(R8～R17)

基本目標4「子どもから高齢者まで誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らせるまち」

事業体系(基本方針)

※一部改訂予定

1. 心と体の元気づくりの推進
2. 共に支える地域づくり
3. 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進
4. 地域包括ケアシステムの深化
5. 認知症施策の推進
6. 介護保険事業等の推進

※第2回介護保険運営委員会にて資料提出

第1章 計画の基本的な考え方①【現行】

第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連
5. 第9期計画の基本指針(改正事項等)

第2 計画策定の経緯と策定体制

1. 介護保険に関する実態調査の実施
2. 富谷市介護保険運営委員会
3. 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会
4. パブリックコメントの実施
5. 計画策定体制

第3 高齢者を取り巻く状況

1. 人口構造等
2. 総人口・高齢者人口の推移と推計
3. 高齢者世帯の状況
4. 平均寿命と健康寿命の状況
5. 後期高齢者医療費の推移と介護認定者の有病状況
6. 要支援・要介護認定者の推移と推計
7. 認知症高齢者数(自立度)の推移と推計
8. 総合事業対象者及び要支援者の推移と推計
9. 日常生活圏域の設定
10. 日常生活圏域別高齢者人口の推移

第4 アンケート調査結果の概要

1. 調査結果から見る高齢者・介護者の状況
2. 調査結果から見る課題総括(共通設問等の分析)

第1章 計画の基本的な考え方①【案】

第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連
5. 第10期計画の基本指針(改正事項等)

第2 計画策定の経緯と策定体制

1. 介護保険に関する実態調査の実施
2. 富谷市介護保険運営委員会
3. 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会
4. パブリックコメントの実施
5. 計画策定体制

6. 県との連携体制の整備

第3 高齢者を取り巻く状況

1. 人口構造等
2. 総人口・高齢者人口の推移と推計
3. 高齢者世帯の状況
4. 平均寿命と健康寿命の状況
5. 後期高齢者医療費の推移と介護認定者の有病状況
6. 要支援・要介護認定者の推移と推計
7. 認知症高齢者数(自立度)の推移と推計
8. 総合事業対象者及び要支援者の推移と推計
9. 日常生活圏域の設定
10. 日常生活圏域別高齢者人口の推移

第4 アンケート調査結果の概要

1. 調査結果から見る高齢者・介護者の状況
2. 調査結果から見る課題総括(共通設問等の分析)

富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方②【現行】

第5 第8期計画の振り返り

1. 第8期計画の指標の達成状況
2. 第8期計画の事業体系と課題
3. 第9期計画における方向性



第1章 計画の基本的な考え方②【案】

第5 第9期計画の振り返り

1. 第9期計画の指標の達成状況
2. 第9期計画の事業体系と課題
3. 第10期計画における方向性

第2章 施策の基本的考え方【現行】

第1 施策の基本的な考え方

1. 富谷市が目指す高齢者を支える環境づくり
2. 富谷市の地域包括ケア方針
3. 富谷市における地域包括ケアシステム(第9期事業計画)

第2 計画の将来像と基本理念

1. 中長期的な目標の将来像及び基本理念
2. 計画の体系一覧



第2章 施策の基本的考え方【案】

第1 施策の基本的な考え方

1. 富谷市が目指す高齢者を支える環境づくり
2. 富谷市の地域包括ケア方針
3. 富谷市における地域包括ケアシステム(第10期事業計画)

第2 計画の将来像と基本理念

1. 2040年度を含む中長期的な目標の将来像及び基本理念
2. 計画の体系一覧

第3章 施策の推進【現行】

第1 施策の展開(事業体系)

- 基本方針1 心と体の元気づくりの推進
基本方針2 共に支える地域づくり
基本方針3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進
基本方針4 地域包括ケアシステムの深化・推進
基本方針5 認知症施策の推進
基本方針6 介護保険事業等の推進

第2 各施策の目標・指標総括



第3章 施策の推進【案】

第1 施策の展開(事業体系)

- 基本方針1 心と体の元気づくりの推進
基本方針2 共に支える地域づくり
基本方針3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進
基本方針4 地域包括ケアシステムの深化・推進
基本方針5 認知症施策の推進(認知症施策推進計画)
基本方針6 介護保険事業等の推進

第2 各施策の目標・指標総括

富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の構成

第4章 介護保険事業費の見込み・保険料の設定【現行】

第1 サービス見込量の算定方法

第2 介護給付費等の見込み

1. 介護(予防)サービス利用者の推移と見込み
2. 介護(予防)サービス給付費の推移と見込み
3. 地域支援事業の推移と見込み

第3 介護保険事業費の推計

第4 介護給付費等の財源

第5 第1号被保険者の保険料

1. 第1号被保険者の保険料の算定フロー
2. 第8期計画との比較表
3. 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

第4章 介護保険事業費の見込み・保険料の設定【案】

第1 サービス見込量の算定方法

第2 介護給付費等の見込み

1. 介護(予防)サービス利用者の推移と見込み
2. 介護(予防)サービス給付費の推移と見込み
3. 地域支援事業の推移と見込み

第3 介護保険事業費の推計 ※2040年度を含む 中長期的な推計を実施。

第4 介護給付費等の財源

第5 第1号被保険者の保険料

1. 第1号被保険者の保険料の算定フロー
2. 第9期計画との比較表
3. 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

第5章 計画の推進に向けて【現行】

第1 サービスの提供体制

1. 介護給付適正化事業の実施
2. 居宅支援・サービス事業者等への支援
3. 所得段階別の配慮
4. 保険者機能強化推進交付金等の活用

第2 地域が支える人材育成・意識の啓発

1. 地域の人材の育成と協働
2. 住民意識の啓発
3. 保健福祉・介護保険などの情報の提供

第3 事業の健全な運営管理・計画の弾力的な運用

1. 富谷市介護保険運営委員会
2. 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会
3. 計画の進行管理・事業評価と弾力的な運用

第5章 計画の推進に向けて【案】

第1 サービスの提供体制

1. 介護給付適正化事業の実施(介護給付適正化計画)
2. 居宅支援・サービス事業者等への支援
3. 所得段階別の配慮
4. 保険者機能強化推進交付金等の活用

第2 地域が支える人材育成・意識の啓発

1. 地域の人材の育成と協働
2. 住民意識の啓発
3. 保健福祉・介護保険などの情報の提供

第3 事業の健全な運営管理・計画の弾力的な運用

1. 富谷市介護保険運営委員会
2. 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会
3. 計画の進行管理・事業評価と弾力的な運用

「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」令和8年度スケジュール（案）

項目	内容	R7年度	R8年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①実態調査報告書の提出														
②R7介護保険運営委員会	調査結果概要、事業実績報告等	●3/16(第4回)												
③全国介護・保険高齢者保健福祉担当課長会議	第10期介護保険事業計画に関する事項	●3/11(基本方針の方向性)					●7月末(基本方針の提示)							
④実態調査、給付実績等分析評価	課題抽出、方針検討等													
⑤見える化システム等の活用	地域分析、サービス提供状況の確認													
⑥介護保険運営委員会	調査結果、R7実績、計画方針					●7/10(第1回)								
⑦サービス見込量設定・推計ツール確定版の提供	サービス確保策の検討など								●サービス見込量、保険料仮設定					
⑧計画骨子案作成														
⑨介護保険運営委員会	計画骨子案								●10/2(第2回)					
⑩計画素案作成														
⑪サービス見込量・保険料算定	県ヒアリング等													
⑫介護保険運営委員会	計画素案、保険料試算									●11/13(第3回)				
⑬パブリックコメントの実施														
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」令和8年度スケジュール（案）

項目	内容	R7年度	R8年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
⑭介護保険運営委員会	パブコメ結果報告、計画案・保険料改定案													●2/5(第4回)
⑮富谷市議会(本会議)	計画概要、条例改正(地域密着分含む全5件を予定)										議会全員協議会●		議会全員協議会●	
⑯計画策定	本編、概要版印刷													
⑰介護報酬改定・制度改正											係数設定●			
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- 令和8年度 富谷市介護保険運営委員会(年4回予定)※いずれも午後2時開始予定(市役所3階305会議室にて)
- 第1回 令和8年7月10日(金) 審議内容: R7給付実績等、介護保険料収納状況、R8計画、事業開始及び廃止など
- 第2回 令和8年10月2日(金) 審議予定: 施策評価・基本指針、骨子案及び課題検討
- 第3回 令和8年11月13日(金) 審議予定: 計画素案、「見える化システムにおける地域分析」※
- 第4回 令和9年2月5日(金) 審議予定: 計画案、パブコメ結果、事業計画(見込量・保険料設定)
- 令和8年度 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会(年4回予定)
- 令和8年度 議会全員協議会(12月議会、R9年2月議会予定)

※「見える化システムにおける地域分析」下線はシステム改修により令和8年度に把握が可能となる指標。

- ・人口構造: 年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数(単身高齢・高齢夫婦のみ)等 (新)人口メッシュ
- ・認定者数の状況: 要介護認定者数、要介護認定率 等
- ・介護サービス等の利用状況: 受給者数、受給率、事業所によるサービス提供割合 等
- ・介護サービス見込量(計推): 介護サービス見込量、地域支援事業見込量
- ・介護保険施設・事業所の状況: 介護保険施設・事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数等 (新)職員数推移
- ・医療介護連携の状況: 医療介護連携に関する加算の算定状況 等 (新)レーダーチャート

※在宅介護実態調査: 家族の就業の状況・意向等

※適正化システム: 高齢者向け住まいの状況: 有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者等の入居状況